

鳥取市低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領

平成15年3月28日制定

最終改正 平成31年4月26日

1 目的

低価格で落札された建設工事については、請負者側にも、その現場に配置する技術者を増員して現場管理体制を強化するよう求めることにより、建設工事の請負契約の適正な履行と工物品質の確保を図ろうとするものである。

2 対象工事

鳥取市建設工事低入札価格調査制度実施要領第3条に定めるもの

3 低価格落札者の義務

- (1) 対象工事ごとに定める増員基準価格（工事の現場に配置する技術者の増員を求める基準となる価格をいう。以下同じ。）を下回る価格で落札した者は、当該工事の施工中その現場に、主任技術者又は監理技術者を補助する者（当該工事に応じて別に定める条件を備えるものに限り、共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかに属する者とする。）（以下、「追加技術者」という。）を1名追加して専任で配置しなければならない。
- (2) (1) によって施工現場に配置される追加技術者は、次のいずれにも該当する要件を備えるものとする。
 - ①当該工事の現場代理人でない者
 - ②当該建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札の執行日以前三ヶ月以上前から継続している者をいう。）がある者
- (3) 対象工事においては、その入札参加資格として、(1) 及び (2) に定める事項を明記するものとする。

4 増員基準価格の設定

増員基準価格は、鳥取市建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「調査要領」という。）第3条掲げる工事について、調査要領第2条第2項に定める調査基準価格とする。

5 落札者の決定手続

- (1) 入札を執行する職員は、増員基準価格を下回る価格で入札した者であって、有効な入札を行った者（以下「増員対象業者」という。）がある場合は、落札を保留し、全ての増員対象業者に別に定める期限までに追加技術者調書（別記様式）を提出するよう求めるものとする。
- (2) 工事主管課等の長は、提出された追加技術者調書に記載されている技術者の資格及びその者が他の工事へ配置されていないことを確認するものとする。
- (3) (1)の要求に応じて追加技術者調書を提出しない増員対象業者及び(2)による確認の結果不相当と判断された増員対象業者は、失格とする。
- (4) (2)による確認の結果相当と判断された増員対象業者については、調査要領第2条第1項に規定する低入札価格調査を行い、その結果に応じて落札者を決定する。

6 主任技術者等選任（変更）通知

5の(4)により落札者となった場合には、鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）第32条に定める主任技術者等選任（変更）通知に、追加技術者調書に記載した技術者についても、所要事項を記載するとともに、主任技術者又は監理技術者の業務の分担を記載した書面を添付しなければならない。

附 則

この要領は、平成15年4月1日以降に起工決裁を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月10日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日以降に入札に付する建設工事から適用する。